

令和5年度「ふくおか社会教育応援隊」事業実施要領

1 目的

教育事務所及び県立青少年教育施設（社会教育総合センター、少年自然の家「玄海の家」、英彦山青年の家）の職員（以下「社会教育主事等」という）が、県内の市町村学校・団体等が実施する社会教育関連事業に対し、依頼に応じて積極的に関わり、事業の効果的・効率的な運営を支援するとともに、地域における社会教育活動の充実及び活性化を図る。

2 対象機関

- 市町村社会教育・生涯学習関係課及び市町村教育委員会
- 管内の教育施設（公民館等の社会教育施設、小学校等の各種学校など）
- 社会教育関係団体（PTA、子ども会育成会等）
- 地域活動、ボランティア活動等に關係する団体

3 内容

(1) 講師派遣

- ① 対象機関が主催する事業・研修会の支援
- ② 体験活動・ボランティア活動に関する企画・立案の支援
- ③ 学習プログラム作成の支援
- ④ 社会教育に係る調査研究活動の支援
- ⑤ その他、市町村の社会教育の振興等の支援

(2) 情報提供

- ① 講師・活動内容の紹介
- ② 社会教育諸計画の策定等の支援

4 派遣申請

社会教育主事等の派遣を依頼する場合は、以下の手続による。

- (1) 派遣依頼を行う対象機関は、原則として派遣を要する日の1か月前までに、管内の教育事務所及び県立青少年教育施設に電話等で派遣の可否を確認の上、派遣申請を行う。
- (2) 派遣申請を受理した施設については、派遣する社会教育主事等を決定し、依頼者と内容等の打合せを行う。

5 留意事項

- (1) 事業の実施主体は上記2に掲げる対象機関であり、社会教育主事等はその支援を行う。
なお、長期にわたる派遣や事業運営員としての派遣は行わない。
- (2) 申請内容に応じて、教育事務所及び県立青少年教育施設が連携・協働して支援する。
- (3) 依頼者は、派遣終了後に派遣施設にアンケートを提出する。

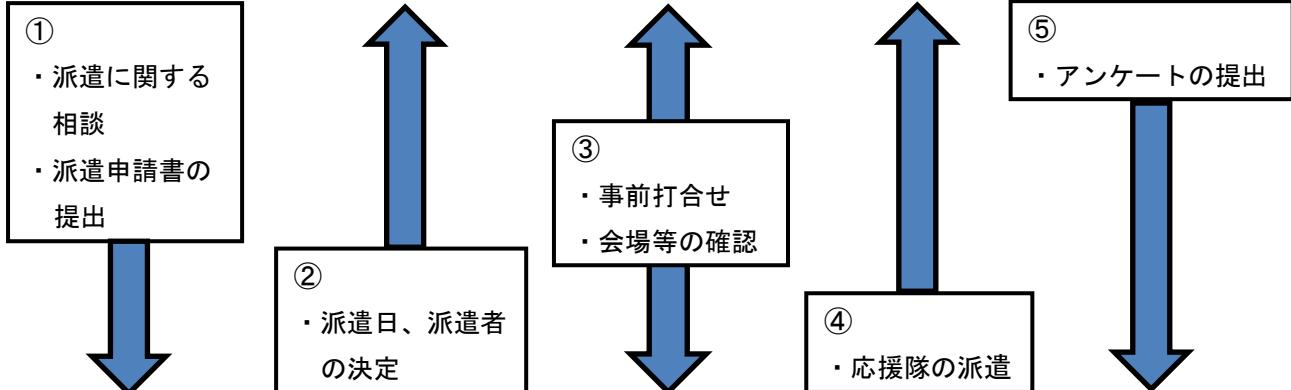
6 経費

- (1) 派遣に要する旅費は、原則として派遣依頼を行う対象機関の負担とする。
- (2) 社会教育主事等は、謝金及び謝金に類するものは受領しない。

「ふくおか社会教育応援隊」事業の流れ

【対象機関】

市町村教育委員会、教育施設等、社会教育関係団体 等



【応援隊派遣施設】

教育事務所及び

県立青少年教育施設（社会教育総合センター、少年自然の家「玄海の家」、英彦山青年の家）

■ 派遣例

事業・研修会の支援	1 行政職員研修（「生涯学習と社会教育」等） 2 ボランティア養成講座（「ボランティアとは」等） 3 高齢者の生きがいづくり講座（「人生100年時代に向けて」等） 4 青少年教育研修（「人材育成」「ネットワークづくり」等） 5 公民館職員等研修（「社会教育を推進する地域の拠点」等） 6 家庭教育支援講座（「家庭教育の現状と方向性」等） 7 体験活動研修会（「野外活動プログラムの立案・展開」等）
学習プログラム作成の支援	1 市町村等の状況把握（目標の設定、方策の選択等） 2 プログラム立案 3 事業運営に係る情報交換 4 事業評価
社会教育に関する調査研究活動の支援	1 市町村の状況把握（課題及び要因の分析等） 2 調査内容、方法の決定 3 調査の実施、結果の分析、調査の補助 4 報告書等の作成 5 その他 (「家庭教育支援」「子どもの体験活動」に関する調査研究活動等)

※ 依頼者と打合せの上、支援内容等を検討する。

※ 希望する日時によっては、派遣できない場合もある。

<例>国民の祝日にに関する法律による休日、各施設等の休所日及び主催事業実施前など繁忙期